

石川県L Pガス料金負担軽減支援事業 Q & A（第1版）

本Q & Aは、石川県L Pガス料金負担軽減支援事業の取扱いを明確にするため、同支援事業取扱要領等の内容を補足するQ & Aです。

目 次

1. 基本的事項について

- | | |
|--|---|
| 1. 事業の目的や趣旨は何か。 | 1 |
| 2. 値引きの上限2,300円はどのように設定したのか。 | 1 |
| 3. 9月分と10月分の各月での値引きや、2回に分けて支援する理由は。 .. | 1 |
| 4. 該当月の請求金額（基本料金+従量料金）が1,150円を下回っている場合は、どうすればよいか。 | 1 |
| 5. 8月、9月分の請求額がそれぞれ、1,150円を下回った場合、余った差額を翌月に繰り越すことは出来るのか。 | 1 |
| 6. 支援事業には、当社の料金システムを改修する費用等が必要だが、それを理由に支援事業に参加しないことはできるのか。 | 2 |

2. 支援対象の消費者について

- | | |
|---|---|
| 7. 石川県のL Pガス消費者とは、メーターの所在地又は顧客の住所のどちらか。 | 2 |
| 8. 居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約している場合は、値引きはどうすればよいか。 | 2 |
| 9. L Pガスを使っている飲食店は、助成対象となるか。 | 2 |
| 10. 質量販売は助成の対象となるのか。 | 2 |
| 11. コミュニティーガス（旧簡易ガス）は助成の対象か。 | 3 |
| 12. 工業用L Pガス事業は助成の対象か。 | 3 |
| 13. 石川県の販売店で、顧客の消費者が県外にいる場合は値引き対象となるのか。 | 3 |

14. 地方公共団体の庁舎等で使用するL P ガスは支援対象か。 3
15. 地方公共団体や国の施設は、全て値引き対象にはならないのか。 3
16. 集合住宅で会社と契約している場合は、対象になるか。 3
17. 賃貸アパートを社宅（各部屋にメーターあり）としており、会社がガス料金（基本料と従量料金）を支払っている場合、家庭用とすることで値引対象と認識してでよいか。 4
18. 料金滞納者に対しても値引きするのか。 4

3. 販売事業者について

19. 販売事業者は、本事業に必ず参加しなければならないのか。 4
20. 県外の販売店で、石川県内のL P ガスを使用する一般消費者がいる場合は助成対象となるのか。 4
21. 登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは必要か。 4

4. 消費税の取扱いや支援金の会計処理について

22. 値引きは消費税率を乗じる前か、後のどちらの金額で処理するのか。 5
23. 外税方式と内税方式など、販売店で消費税の表示方法が異なるが、値引にあたってはどのように表示すればよいか。 5
24. 値引きしたガス利用金や事業参加支援金が後日支払われるが、その分の会計処理はどのようにすればよいのか。 5

5. 消費者との契約形態について

25. 2世帯住宅は、それぞれ対象となるのか。 6
26. 1世帯に複数メーターを取り付けているケースでは、今回の値引きではどのようにするのか。 6
27. 檢針時に現金集金している場合は、どのように対応するのか。 6

6. 申請手続きについて

28. 県内に一般消費者等がいる営業所等が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所等から申請するのか。 6
29. 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか。 6

30. 交付申請書や実績報告書には、提出期限があるのか。 7

7. 消費者への明示について

31. 消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記や消費者宛ての通知でもよいか。 7

32. 検針票等に値引き額の明示「石川県の支援で、1,150円値引きされています。」の記載が困難な場合の対応は。 7

33. 当社の請求書作成システムでは、基本料金を1,150円値引きした額で請求書を作成すると、大幅に作業時間が短縮される。請求書の備考欄に、「石川県の支援で今月のガス料金は、1,150円値引き（税抜き）されています。」と記載してあれば、基本料金での値引きでもよいか。 7

8. 抽出検査について

34. 値引きした証拠として、どのような書類を提出するのか。 8

35. 紙の請求書ではなく、インターネットのクラウド上で請求書を交付しているが、この場合はどのような書類を提出するのか。 8

36. 抽出検査の結果、10月分の請求で値引きし忘れていたことが判明した。値引きを忘れていた分を11月の請求で値引きしても良いか。 8

9. 卷末資料

様式第6号 検針票添付用値引き周知文 9

1. 基本的事項について

1 事業の目的や趣旨は何か。

国は、物価高騰に対応するため、電気や都市ガスの料金負担を直接的に軽減する企業・家庭向けの激変緩和措置を実施しました。一方、LPGガス利用者に対する支援はない状況であることから、県では、LPGガス料金の高騰を受けた一般消費者等（工業的な利用を含めない）に対し、LPGガス販売事業者を通して料金値引きによる支援を行います。

2 値引きの上限 2,300 円はどのように設定したのか。

国が実施している都市ガスの補助金と同等の支援率としております。
(令和3年から令和4年の価格上昇分に対して補助率約50%に設定)

3 9月分と10月分の各月での値引きや、2回に分けて支援する理由は。

国予算が3月末で増額され、それを受けた結果は6月補正予算で予算化（議決は6月30日）し、速やかに助成制度を整えた結果、9月、10月となったもの。また、一般家庭のLPGガスの基本料金は、1,150円から2,300円の範囲内であり、値引き額が請求金額を上回らないように、2回に分けて支援することとした。

4 該当月の請求金額（基本料金+従量料金）が1,150円を下回っている場合は、どうすればよいか。

1,150円は値引きの限度額なので、請求額が1,150円を下回っている場合は、公平に、請求額の全額を値引きしてください。例えば、値引き前の請求額が1,000円ならば1,000円を値引きすることになり、請求額は0円となります。

5 9月分、10月分の請求額がそれぞれ、1,150円を下回った場合、余った差額を翌月に繰り越すことは出来るのか。

値引き額を翌月以降に繰り越すことはできません。仮に9月請求分が1,000円の場合、支援金の残金は150円となります。この150円を10月請求分に繰り越して、値引き額を1,300円（1,150円+150円）とすることはできません。

6 支援事業には、当社の料金システムを改修する費用等が必要だが、それを理由に支援事業に参加しないことはできるのか。

今回の料金値引き事業は、石川県に居住している液化石油ガス法に基づく一般消費者等に対して値引きを行うため、県が予算措置した事業です。このため、L P ガスを使用している全ての石川県民は等しく支援金の恩恵を受ける権利があると言えます。

また、県ではL P ガス販売事業者の方が事業に参加しやすいように、販売店と契約している一般消費者等1件当たり50円の「事業参加支援金」を値引き原資とは別にお支払いすることとしています。

都市ガス・電気と同様に、L P ガス利用者に対する料金軽減事業に、是非ともご協力頂くようお願いします。

2. 支援対象の消費者について

7 石川県のL P ガス消費者とは、メーターの所在地又は消費者の住所のどちらか。

石川県内に設置されたメーターの所在地となります。消費者の住所は石川県内外を問いません。

8 農家で、居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、L P ガスはそれぞれ別契約となっている場合は、

農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、居住棟の契約分のみ助成の対象となります。

9 L P ガスを使っている飲食店は、助成対象となるか。

本事業では、液化石油ガス法にもとづく一般消費者等が助成対象となります。家庭用又は業務用が対象となりますので、飲食店の業務用L P ガスも値引き対象になります。

(参考) 業務用L P ガスの例

- ・業務用の料理飲食の調理用の燃料
- ・業務用（ホール等）の暖冷房用の燃料
- ・サービス業（クリーニング等）の蒸気、温水発生用の燃料

10 質量販売は助成の対象となるのか。

今回の支援事業は、以下の理由から質量販売は対象外としています。

- ・都市ガスと同様に、今回の支援は体積販売を対象としていること。
- ・容器を県外の第三者に貸与する場合もあり得ること。
- ・8月と9月の検針分を支援対象としており、質量販売では使用する時期が確定していないこと。

11 コミュニティーガス（旧簡易ガス）は助成の対象か。

L P ガスの利用世帯であれば対象となります。

12 工業用 L P ガス事業は助成の対象か。

工業用 L P ガス事業については、県 L P ガス協会が実施する助成事業の対象ではありませんが、別途、石川県商工労働部で工業用 L P ガスの補助金制度を創設する予定であり、詳細は後日公表予定となります。

13 石川県の販売店で、顧客の消費者が県外にいる場合は値引き対象となるのか。

本事業は、石川県内の L P ガス消費者を対象としているため、県外消費者は対象外となります。ただし、富山県や福井県でも支援事業を実施していますので、富山県、福井県に消費者がいる石川県の販売店は、両県の支援事業に参加する必要があります。

14 地方公共団体の庁舎等で使用する L P ガスは支援対象か。

本事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としています。そのため、地方公共団体が事務を執行するための庁舎や研究施設等に対して、交付金を活用することはできないため、L P ガス値引き対象とはなりません。

15 地方公共団体や国の施設は、全て値引き対象にはならないのか。

本事業は、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としています。このため、国や地方公共団体の施設で住民が利用する運動施設、美術館、学校、図書館、公民館などは、料金値引きの対象となります。

16 集合住宅で会社と契約している場合は、対象になるか。

販売事業者が契約している一般消費者等が助成の対象となりますので、会社などの法人との契約でも支援対象となります。

17. 賃貸アパートを社宅（各部屋にメーターあり）としており、会社がガス料金（基本料と従量料金）を支払っている場合、家庭用とすることで値引き対象と認識してよいか。

法人との契約であっても、家庭用であれば値引き対象となります。

18 料金滞納者に対しても値引きするのか。

今回の料金値引き事業は、石川県に居住しているL Pガスの利用者に対して等しく値引きを行うものであり、料金滞納を理由に値引きを拒否することはありません。

このため、料金滞納者に対しても、値引きした料金で該当月の請求書を送付してください。今回の値引き事業と顧客の料金滞納は、別にご対応願います。

3. 販売事業者について

19 販売事業者は、本事業には必ず参加しなければならないのか。

都市ガスと同様に、県内のL Pガス一般消費者等の負担軽減を図るためにには、L Pガス販売事業者を通じた支援が不可欠であることから、該当する全ての事業者のご理解・ご協力と参加をお願いします。

20 県外の販売店で、石川県内のL Pガスを使用する一般消費者がいる場合は助成対象となるのか。

助成対象になります。石川県内でL Pガスを使用する一般消費者等に対して値引きを行うことができる場合は、販売店の県内外は問いません。（石川県内に消費者がいる県外販売店に対しては、事務センターから事業参加の案内を送付することとしています。）

21 登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは必要か。

行政機関への手続きは必要ありませんが、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付する義務は発生いたします。

詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課ガス事業室（052-951-2820）又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス事業課（076-432-5589）まで、お問い合わせください。

4. 消費税の取扱いや支援金の会計処理について

22 値引きは消費税率を乗じる前か、後のどちらの金額で処理するのか。

値引きは消費税率の乗ずる前の元値（本体価格）から行います。

23 外税方式や内税方式など、販売店で消費税の表示方法が異なるが、値引きにあたってはどのように表示すればよいか。

仮に基本料と従量料金の合計が、税抜き価格で3,000円の場合では、請求額は以下の金額となります。

$$\begin{aligned} \text{値引後の請求額} & (3,000 \text{ 円} - 1,150 \text{ 円}) \times 1.1 \\ & = 1,850 \text{ 円} \times 1.1 = 2,035 \text{ 円} (1,850 \text{ 円} + 185 \text{ 円} = 2,035 \text{ 円}) \end{aligned}$$

お客様への請求書の記載方法は各社で異なりますが、基本的に以下の表示方法を参考としてください。

外税方式

基本料金	1,400 円
従量料金	1,600 円
石川県支援値引分	▲ 1,150 円
合 計	1,850 円
消費税	185 円
請求額	2,035 円

内税方式（税込み計算）

基本料金	1,540 円
従量料金	1,760 円
石川県支援値引分	▲ 1,265 円
請求額	2,035 円
(うち消費税	185円)

①外税方式、内税方式のいずれの場合も上記の設例では、借受消費税185円となります。

②値引きした1,150円は、LPガス利用者への石川県の補助金ですので、不課税取引となります。

24 値引きしたガス料金や事業参加支援金が後日支払われるが、その分の会計処理はどういうにすればよいのか。

値引きした分の料金や事業参加支援金は、売上ではなく県からの補助金となりますので、収入科目としては補助金収入、又は雑収入で会計処理してください。なお、県からの補助金は、消費税は不課税扱いとなります。

5. 消費者との契約形態について

25 2世帯住宅は、それぞれ対象となるのか。

同一敷地内であっても、世帯ごとに契約していれば、それぞれが助成の対象となります。契約が一括となっている場合は、支援対象も1件となります。

26 1世帯に複数メーターを取り付けているケースでは、今回の値引きではどのようにするのか。

複数メーターを取り付けているケースであっても、複数契約となっている場合はそれが助成の対象となり、契約が一括となっている場合は、支援対象も1件となります。

27 檜針時に現金集金している場合は、どのように対応するのか。

検針時の現金集金の場合は、消費者に請求書や領収証を交付することになりますが、その中に「今回検針分のLPガス料金について、石川県LPガス料金負担軽減支援事業により、1,150円が値引きされています。」と記載してください。なお、値引きについて記載された請求書や領収書は必ずその控えを保管してください。実績報告の際に事務センターからの提出依頼があった場合、控えのコピーを提出して頂くこととなります。

6. 申請手続きについて

28 交付申請書や実績報告書には、提出期限があるのか。

助成金の交付申請書は、8月1日（火）～8月31日（木）17時までに事務センターにメール又は郵便で提出してください。

実績報告書は、9月検針が終わり10月請求書を出した時点で速やかに事務センターに提出していただくようお願いします。（実績報告書提出期限：10月20日（金））

なお、消費者の銀行口座からの自動引き落としや、クレジットカードの引き落としを待つ必要はなく、10月請求分の請求書を発送した時点で、実績報告書を提出してください。（ガス料金の入金確認は不要です。）

29 県内に一般消費者等がいる営業所等が複数ある場合は、本社から申請するのか、営業所等から申請するのか。

本社から申請を基本としていますが、請求書の発行業務を各営業所等が実施しており、本社が請求書発行業務を担当していない場合など、合理的な理由があれば、営業所等からの申請も可能です。

30 交付申請時と実績報告時で、対象世帯数に差が出ても問題ないか。

多少の増減であれば問題ありません。交付申請時は、見込みの対象世帯数を記入してください。なお、補助対象経費の30パーセントを超える変更が生じた場合には、実績報告時に変更承認申請書を提出してください。

7. 消費者への明示について

31 消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記や消費者宛ての通知でもよいか。

値引きした消費者に対しては、検針票、請求書、領収書、WEB明細書に、次の例を参考に

- ・県からの支援であること
 - ・1,150円分（税抜き）が値引きされていること
- を明記してください。

例：石川県の支援で今月のガス料金は、1,150円（税抜き）値引きされています

32 検針票等に値引き額の明示「石川県の支援で、1,150円値引きされています。」の記載が困難な場合の対応は、どのようにすればよいか。

文言の短縮例としては、「石川県の支援で1,150円値引き」か、別途、検針票サイズに裁断した「検針票添付用値引き周知文書」（巻末資料）を、検針票にホッチキスで留めて消費者に渡す方法でも構いません。なお、検針票兼請求書の場合は、値引き額が記載された控えが実績報告で必要となりますので、必ず控えを保管しておいてください。

33 当社の請求書作成システムでは、基本料金を1,150円値引きして請求書を作成すると、大幅に作業時間が短縮される。請求書の備考欄に、「石川県の支援で今月のガス料金は、1,150円（税抜き）値引きされています。」と記載してあれば、基本料金での値引きでもよいか。

今回の支援事業は、

- ①基本料金と従量料金の合計から値引きすること。（アパートの設備使用料は対象外）
 - ②消費者に「石川県の支援で料金が値引きされていること」が告知されていること。
 - ③値引きは、限度額1,150円（税抜き）を2回まで実施できること。
- を基本としています。従って、基本料金だけからの値引きであっても、②と③の要件を満たしていれば、基本料金からの値引きだけでもかまいません。

8. 抽出検査について

34 値引きした証拠として、どのような書類を提出するのか。

実績報告書には、値引きを行った世帯の「値引実績一覧表」を添付していただきます。この一覧表は、消費者の個人情報保護の観点から、消費者の実名ではなく顧客管理番号（顧客コード番号）と市町名などを記載する様式となっています。

実績報告書には、この一覧表を必ず添付してください。提出された一覧表から、事務センターが無作為に選んだ世帯について、抽出検査を行います。（検査件数は、事務センターからお知らせします。）

事務センターが指定した顧客管理番号の消費者について、値引きの事実が確認できる書類（値引き額が明示された検針票、値引き額が明示された請求書、Web 明細等）のコピーを、事務センターが指示した件数分だけ提出していただきます。

なお、この場合でも、個人情報に該当する氏名・住所等はスミ塗り等で消したものをお提出してください。

35 紙の請求書ではなく、インターネットのクラウド上で請求書を交付しているが、この場合はどのような書類を提出するのか。

インターネットのクラウド上の検針票又は請求書については、事務センターで当該顧客管理番号をシステム画面により確認します。顧客管理番号が表示された端末画面のプリントスクリーン（スクリーンショット）の画像データを、電子メール又は紙にプリントして提出してください。なお、個人情報に該当する氏名・住所等は黒塗り等で消したものをお提出してください。

36 抽出検査の結果、10月分の請求で値引きを忘れていたことが判明した。
値引きを忘れていた分を11月の請求で値引きしても良いか。

値引きを忘れたことは、故意ではないと承知しています。しかし、結果としてはルールに定められた値引事業に参加しなかったことになりますので、11月の請求書での値引きは認められません。よって、支援金の支払いもできません。

なお、この様なケースがあれば、県協会・事務センターによる合同立ち入り調査により、全消費者の値引き事実を確認させて頂きますので、くれぐれも値引き忘れが無いようにご注意ください。

検針票添付用値引き周知文

《利用料金値引きの周知例》 ※周知の際、切り分けて検針票にホッチキス留めする等、適宜ご使用ください

<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>	<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>
<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>	<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>
<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>	<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>
<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>	<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>
<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>	<p>石川県からの支援で実施する「石川県LPGガス料金負担軽減支援事業」により、9月、10月の各月請求額（税抜）から、各月1,150円（税抜）を上限に、最大2,300円（税抜）を値引きします。</p> <p>2023年 月 日 <u>(事業者名)</u></p>